

第 2 3 期 第 7 回
和歌山海区漁業調整委員会
議 事 録

日 時 : 令和 8 年 6 月 1 日 (月)
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで

場 所 : 和歌山市雑賀屋町 1 9
和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室

第 23 期第 7 回和歌山海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 : 令和 8 年 6 月 1 日 (月) 午後 1 時 30 分から

2 場 所 : 和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室
(和歌山市雑賀屋町 19)

3 議 題 :

- (1) 和歌山県資源管理方針の変更について (諮問)
- (2) まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)
- (3) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)
- (4) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (報告)
- (5) 知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について (諮問)
- (6) 火光を利用した遊漁の船釣りの禁止に係る委員会指示について (指示)
- (7) その他

4 出席者

(委 員)

片谷 匡、田伏英雄、吉田俊久、田嶋勝正、橘 智史、市川智司、澤田好史、
藪 江津子、嶋田和紀、山本 薫、東 敏之、山口太志、杉本武雄、堅田隆弘
(議席番号順)

(県)

水産振興課宮本課長、瀬戸山主幹経営指導班長事務取扱、上出漁場整備班長
島村資源管理課長、林副課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、高橋漁業取締班長、
内田主査、小林主査、赤松主査、坂成主査、大槻副主査、安江主任、横濱主任、南主任、
山根主任、奥山副主任

(海区委員会事務局)

島村事務局長、山田書記

5 議事内容

(午後1時30分 開会)

島村事務局長

定刻になりましたので、ただいまから第23期第7回和歌山海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、松村会長からご欠席の連絡をいただいておりますが、14名の委員にご出席いただいておりますので、過半数に達しておりますので、委員会規程第6条第1項の規定により、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

本日、松村会長が欠席されておりますので、開会に当たりまして、片谷会長職務代理からご挨拶をお願いします。

片谷会長職務代理

皆様こんにちは。第23期第7回の委員会を開催するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご足労いただきまして、誠にありがとうございます。

また、行政の皆様にもご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、新年度あらたに就任された水産局の関係職員の方々にもご出席いただいておりますことについて、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、今年度最初の委員会でございます。今年の春漁を振り返りますと、シラス漁が平年より好調であり、いせえびも昨年より多い水揚げであったと聞いております。

一方、中東情勢の緊迫化により、日本への原油供給に影響が出ていることから、燃油不足や価格高騰、資材の入手難など漁業を取りまく状況は、以前にも増して厳しいものとなっております。

本県漁業が直面する様々な問題の解決に向け、委員の皆様には、今年度も引き続き慎重なご審議と活発なご議論をよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題は、知事からの諮問事項4件と報告事項1件、委員会指示が1件となっておりますので、よろしくお願いします。

簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

島村事務局長

ありがとうございました。続きまして、4月1日付けで県職員の人事異動がございましたので、今年度、着任・異動のありました県の関係職員を紹介いたします。

水産振興課の宮本 課長でございます。同じく水産振興課の瀬戸山 主幹 経営指導班長事務取扱でございます。漁場整備班の上出班長でございます。

続きまして、資源管理課の林 副課長でございます。漁業取締班の高橋班長でございます。漁業調整班の内田主査でございます。坂成主査でございます。

続きまして、本日出席の振興局の職員を紹介いたします。

海草振興局の安江主任です。有田振興局の横濱主任です。日高振興局の南主任です。西牟婁振興局の山根主任です。東牟婁振興局の奥山副主任です。

紹介は以上でございます。

それでは、資源管理課と振興局の職員以外の職員は、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。

それでは議事に入っていただきますが、ここからは書記の山田が進行を務めさせていただきます。

山田書記

それでは議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

お送りさせていただいた資料としまして、まず、議事次第がございます。

続きまして、右上に資料１と書かれている「和歌山県資源管理方針の変更について」の資料がございます。こちらは両面刷りで 47 ページまでございます。

続きまして、右上に資料２と書かれている「まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」の資料がございます。こちらは３ページまでございます。

続きまして、資料３と書かれている「くろまぐろに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」の資料がございます。こちらは両面刷りの１枚ものでございます。

続きまして、資料４と書かれている「くろまぐろに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」の資料がございます。こちらも両面刷りの１枚ものでございます。

続きまして、資料５と書かれている「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について」の資料がございます。こちらは 28 ページまでございます。

続きまして、資料６と書かれている「火光を利用した遊漁の船釣りの禁止に係る委員会指示について」の資料がございます。こちらは両面刷りの１枚ものでございます。

資料は以上ですが、皆様、おそろいでしょうか。

それでは、始めさせていただきます。委員会議事運営規程により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日、松村会長がご欠席でございますので委員会規程第４条の規定により、職務代理である片谷委員に議長をお願いいたします。

議 長

これより、議事に入ります。最初に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

田嶋委員、山口委員にお願いします。

それでは、第１号議案「和歌山県資源管理方針の変更について」を上程

します。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文朗読)

議 長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

小林主査

議長

議 長

どうぞ

小林主査

それでは資源管理課から、和歌山県資源管理方針の変更について説明いたします。

資料１の２ページをご覧ください。

まず、和歌山県資源管理方針とは、漁業法に基づき、国の資源管理基本方針に即して、本県の水産資源の管理に関する基本的事項を定めたものです。

また、県方針においては、個別の水産資源ごとに、具体的な資源管理の方針を定めており、特定水産資源、いわゆる TAC 魚種については別紙１に、TAC 魚種以外の水産資源は別紙２又は別紙３において、それぞれ規定しています。

さらに、別紙１～３に記載の水産資源については、それぞれ資源管理の目標又は方向性が定められており、別紙１，２の資源については、国の方針で資源管理の目標を設定し、別紙３の資源については、県の方針において資源管理の方向性を設定しています。

なお、資源管理方針は、本則、別紙ともに、５年ごとにその内容を見直すことになっています。

次に、今回の変更内容について、ご説明します。

今回の変更は、主に２点ございます。

１点目が、方針別紙３の個別の水産資源の資源管理の方向性を見直しに伴う変更、２点目が、資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインの制定に伴う変更です。

それでは、それぞれの変更点について、要点を抜粋してご説明します。

まず、１点目について、本県の資源管理方針は、令和２年１２月に策定しており、昨年１２月に策定から５年が経過したことから、昨年度より方針の本則及び別紙の見直し作業を実施して来ました。

その結果、方針の別紙３について、直近の水産資源の資源状況等を考慮し、別紙３に記載の水産資源のうち、資料にお示ししている１４の水産資

源において、第2に規定する「資源管理の方向性」を変更する必要があると判断しました。

具体的な、変更内容についてご説明しますので、本日追加でお配りしていますA3サイズ横向きの一覧表をご覧ください。

まず、こちらの一覧表の見方ですが、一番左の列に、別紙3の通し番号と水産資源の名称を記載しています。その右側に各資源の直近の資源評価について、左から評価年度、実施機関、評価結果を記載しています。

なお、実施機関の国は水産研究・教育機構を、県は県水産試験場を指しており、評価結果については、MSYベースの資源評価がなされている資源は、推定された現在の資源量が、MSY、最大持続生産量の達成に必要な資源量に対して適切な量なのか、それよりも少ないのかを記載しており、MSYベースの資源評価がなされていない資源は、資源水準、つまり各資源の資源量が中長期的に見て高い水準にあるのか、中位水準なのか、低い水準なのかを記載しています。

さらにその右側の見直しと書いた列には、見直しの結果、資源管理の方向性を変更することとした資源には「○」をつけており、14の水産資源が該当します。

さらに、その右側には資源管理の方向性の変更案を記載しています。

また、一番右側には、現行の資源管理の方向性と、これを定めた令和4年度当時の資源評価結果を記載しています。

なお、見直し作業については、それぞれの資源について、直近の資源評価結果に基づいて行い、その結果、令和4年度当時の資源評価結果を基に定めた現行の資源管理の方向性を改める必要があると判断したものについては、変更案の欄に赤字で示した通り、変更しようと考えています。

それでは、14の水産資源の具体的な変更案について、ポイントを絞ってご説明します。

まず、別紙3-1、3-3、3-5、3-7の資源については、国によるMSYベースまたはそれに準じた資源評価が実施されていることを考慮し、資源管理の方向性を定量的に定めています。

いずれの資源も、直近の資源の状態は令和4年度当時のものと変わっていませんが、目標値として用いている直近5か年の平均漁獲量を見直しました。

その結果、別紙3-1のまだい瀬戸内海東部系群と3-3のひらめ瀬戸内海系群は、目標値を令和2～6年までの年間漁獲量の平均値に修正し、それぞれの値を維持することとしました。

他方で、別紙3-5のうるめいわし太平洋系群と3-7のさわら瀬戸内海系群についても、令和2～6年までの年間漁獲量の平均値を算出しましたが、現行の目標値である平成28年～令和2年の平均値よりも小さくなったため、目標値は下げないこととし、現行の資源管理の方向性を据え置

くこととしました。

次に、これら4つの水産資源以外の10の資源については、資源管理の方向性を定性的に定めていますので、直近の資源水準に基づいて方向性を見直しました。

直近の資源評価において、資源水準が低位と評価された資源、具体的には、別紙3-4のひらめ太平洋南部海域、3-8のたちうお、3-9のむろあじ類、3-10のいさき、3-14のいか類、3-15のえび類、3-16のいせえび、3-17のしらす、3-18のそうだがつお類については、10年後の令和18年までに、中位水準にまで回復させることを目標とします。

ただし、このうち3-17のしらすについては、現行の資源管理の方向性が高位の資源水準を維持としていることから、あくまで目標は高位水準から下げないこととし、令和18年までに高位水準までに回復させることを目標としました。

また、直近の資源評価で中位と評価された資源、具体的には別紙3-2のまだい太平洋南部海域、3-11のはも、3-20のさわら和歌山県太平洋海域については、中位以上の水準を維持することを目標としますが、このうち3-20のさわら和歌山県太平洋海域については、現行の資源管理の方向性が高位の資源水準を維持としていることから、こちらも目標を下げないこととし、資源水準を、10年後の令和18年までに、高位水準まで回復させることを目標としました。

なお、別紙3-13のふぐ類も中位水準と評価されていますが、現行の資源管理の方向性を定めた令和4年度当時の資源水準と変わりありませんので、方向性の変更は行いません。別紙3-12のあまだい類についても、同様の理由で方向性の変更は行いません。

簡単ではありますが、只今ご説明したように、14の水産資源について、別紙3において設定している資源管理の方向性を変更するというのが、1点目の変更内容になります。

続きまして、2点目の変更内容についてご説明いたしますので、資料の2ページ目に戻っていただければと思います。

2点目は、水産庁により、資源管理協定の取組の効果の検証等に関するガイドラインが制定されたことに伴う変更になります。

漁業者による自主的な資源管理の取組を定めた資源管理協定は、5年間ある有効期間の中間時と終了時に、取組の効果の検証を行うことになっており、本県においても、知事が認定した24の資源管理協定のすべてが、今年度に有効期間の中間地点を迎えることから、取組の効果の検証作業が必要となります。

これは本県のみならず、全国的に実施されるというものであることから、水産庁は検証の実施に先立って、今年4月に検証に関するガイドラインを制定し、これに則って全国で検証作業が実施される予定となっていま

す。

なお、資源管理方針には、本則の第5、別紙2の第2、別紙3の第3の「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」において、漁業者による自主的な取組や、資源管理協定に関する記述があることから、これらの記述を、今回制定されたガイドラインの内容に沿うように修正したいと考えています。

具体的には、それぞれの項目の文章中にある「実施状況の検討」という文言を「協定の取組の効果の検証」に、「取組内容の改良」を「取組内容の改良及び資源管理の目標の変更」に変更するとともに、検証は和歌山県資源管理協議会においても実施する旨を明示するといった点が、主な変更内容になります。

以上が、今回実施する資源管理方針の変更内容であります。これら2点の変更の他に、文章の修辭的な修正も行っています。

最後に、3ページ目以降の資料についてご説明しますが、3ページから18ページは、新旧対照表となっており、右側が変更前、左側が変更後の方針を示しています。

さらに、19ページから47ページまでは、変更後の資源管理方針の全文でございます。

新旧対照表や変更後の方針全文は、只今ご説明をした内容を反映したものであり、繰り返しの説明となりますので、内容の説明は割愛させていただきます。お時間のあるときにご覧いただければと思います。

以上で和歌山県資源管理方針の変更についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、第1号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

山口委員

議長

議 長

はい、どうぞ。

山口委員

和歌山県の漁獲対象の資源のほとんどが低位となっているが、その原因について県としてどのように考えていますか。

原田班長

議長。

議 長

はい、どうぞ。

原田班長

全国的に見ても低位の資源は増えており、原因としては色々と考えられると思いますが、気候変動による魚種の移動、従来あったものが北に移動してしまっているのも大きな原因の一つと考えています。

資源管理をきっちりしても増えていかない魚種もあります。例えばイカナゴは瀬戸内海や伊勢湾で資源管理に力を入れてきた魚種であるが水温上昇等により厳しい状況が続いています。

一方で、魚種によっては低位であっても、紋甲イカのように良く獲れたりするものもあります。これはやや南方系のイカでありまして、今年の冬から春にかけては本県の底びき網漁業でよく獲れました。これは黒潮が接岸したこと等で状況が良くなったのではないかと考えています。

従いまして、魚種によっては増える可能性もあります。

いずれにしても、気候変動の移行期にあたる中で資源が不安定になっていると考えています。

議 長

ありがとうございます。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、お諮りします。

第1号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第2号議案「まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」を上程いたします。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文朗読)

議 長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願い

いします。

小林主査

議長

議 長

どうぞ

小林主査

それでは資源管理課から説明させていただきます。

まず、今回、知事管理漁獲可能量を設定しようとする特定水産資源は、「まさば及びごまさば太平洋系群」と「ぶり」の2つの資源でございます。

本県において、まさば及びごまさばは、ご存じのとおり中型まき網漁業や、県内全域の定置網漁業により漁獲されており、ぶりについては、熊野灘を中心に漁獲の9割以上が定置網漁業で漁獲されており、まさば及びごまさばは平成9年から、ぶりは昨年からそれぞれTAC管理がなされています。

これら2つの資源については、管理年度が7月から翌年6月とされていることから、本日は、これら2つの資源の令和8管理年度に関する知事管理漁獲可能量の設定について、ご審議いただきたいと思います。

それでは、2ページをご覧ください。

1に「農林水産大臣から本県に配分された漁獲可能量」を記載していますが、まさば及びごまさば太平洋系群は「現行水準」と配分され、目安数量が1,012トンと提示されています。また、ぶりについては、ステップアップ管理対象資源であり、令和8管理年度からステップ2に移行することになっており、「試行水準」として配分され、具体的な数量の配分はありません。

続きまして、2の「各資源の知事管理漁獲可能量の設定」をご覧ください。

まず、(1)知事管理区分への配分について、ご説明します。

こちらには、農林水産大臣から本県へ配分された各資源の漁獲可能量を、本県の知事管理区分へどのように分配するか、という配分ルールを記載しています。

知事管理区分への配分は、県資源管理方針に定めた配分の基準に即して行うことになり、まさば及びごまさば太平洋系群では、別紙1―7に基づき、全量を和歌山県まさば及びごまさば漁業区分に配分し、ぶりでは、別紙1―10に基づき、全量を和歌山県ぶり漁業区分に配分することとなり、どちらの資源も、大臣から配分された漁獲可能量の全量を各資源の単一の管理区分にそのまま配分することになります。

次に、(2)知事管理漁獲可能量の設定案についてです。

只今ご説明した配分ルールに従いまして、各資源の知事管理漁獲可能量の設定案は、まさば及びごまさば太平洋系群が「現行水準」、ぶりが「試

行水準」としております。

なお、どちらの資源も、配分数量が明示されている訳ではありませんので、県の留保枠は設定しないことといたします。

また、各資源の管理方法について、ページ下部に記載しておりますので、参考にご説明します。

まず、「現行水準」の管理方法については、「現行の水準以上に漁獲量を増加させないように管理する」というものであり、具体的には、漁獲努力量が現状を超えないことに留意しつつ、漁獲量が目安数量を大きく超えるような場合は、適宜、県が注意喚起や指導を行うこととしておりますが、採捕停止命令、ひいては罰則の対象になるものではありません。

次に、「ステップアップ管理対象資源の管理方法」については、新たに TAC 魚種に設定するにあたり、通常の TAC 管理を導入するまでの過程をステップ 1～3 の 3 つに分け、各ステップにおいて課題解決を図りながらステップアップを遂行するというもので、〈ステップ 1〉では、漁獲量報告の義務化や、通常の TAC 管理導入に向けた課題に対する取組を実施することとなっています。

また、〈ステップ 2〉では、ステップ 1 の内容に加え、各都道府県に示された参考値である試行目安数量を仮想的に管理して、都道府県間で試行目安数量を融通し合う練習を行うこととなっていますが、採捕停止命令は行わないこととされています。

なお、ステップ 2 は 2 年間で想定しており、その後は、ステップ 3、つまり通常の TAC 管理に移行することが想定されています。

最後に、3 ページをご覧ください。

こちらは、直近 5 管理年度のまさば及びごまさばとぶりの漁獲実績などを整理した表であり、参考情報としてお示ししております。お時間のある時にご参照いただければと思います。

以上で、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいま、第 2 号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第 2 号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

議長

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第3号議案「くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を上程いたします。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文朗読)

議 長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

赤松主査

議長

議 長

どうぞ

赤松主査

それでは、くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、資源管理課から説明させていただきます。

今回、和歌山県へのくろまぐろの割当について、前漁期からの繰り越し数量が確定したことによる国からの追加配分があり、知事管理漁獲可能量を変更する必要が生じました。

資料3の2ページを御覧ください。

こちらが今回の変更概要をまとめたものです。

現在の管理年度である令和8管理年度の当初配分として、小型魚 42.5 トン、大型魚 54.3 トンが、本県の知事管理漁獲可能量として配分されており、これを管理区分別に小型魚は 定置漁業 15.2 トン、漁船漁業等 23.0 トン、大型魚は 定置漁業 30.4 トン、漁船漁業等 18.4 トンを割当てし、数量管理を実施しているところです。

今回、国から追加配分がございましたので、これを受けて、知事管理漁獲可能量の変更をお諮りするものです。

では、その内容について説明いたしますので、下段の表を御覧ください。

まず、小型魚について、前の期間である令和7管理年度の繰り越しですが、国の資源管理基本方針において、前管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分については、当初配分量の10%を上限に、

翌管理年度に繰り越す、とされています。

令和 7 管理年度における本県の当初配分量は、42.5 トンでしたので、小数点第 2 位以下を切り捨てた 4.2 トンが繰越上限となり、そのうち令和 7 管理年度の本県未利用分である 4.2 トンが令和 8 管理年度に繰り越されます。

次に、国留保の配分については 7.0 トンの配分となりますが、その内訳について説明します。

繰り越しと同じく国の資源管理基本方針において、未利用分のうち、繰り越した数量を除いた残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする、とされています。

国の留保に繰り入れられた数量については、都道府県別配分量の当初配分の比率で追加配分するとされており、本県には 2.2 トンが配分されます。

これに加え、消化率メリットとして、令和 7 管理年度終了時に消化率が 8 割以上の都道府県に対して配分することになっており、本県は 8 割を超えていましたので 4.8 トンが配分されます。

国の留保分については、2.2 トンと 4.8 トンを合わせた 7.0 トンが本県に配分されます。

以上、小型魚については繰越の 4.2 トンと国留保分の 7.0 トンを合わせた合計 11.2 トンの追加となります。

続いて、大型魚です。

繰り越しの考え方は、小型魚と同じです。令和 7 管理年度における本県の当初配分量は 54.3 トンでしたので、小数点第 2 位以下を切り捨てた 5.4 トンが繰越上限となり、そのうち令和 7 管理年度の本県未利用分は 5.4 トン以上あったので 5.4 トンが令和 8 管理年度に繰り越されます。

次に、国の留保の配分については 8.1 トンの配分となりますが、その内訳について説明します。

都道府県別配分量の当初配分の比率で追加配分するとされており、本県には 3.2 トンが配分されます。

これに加え、消化率メリットとして、令和 7 管理年度に本県は 8 割を超えていましたので 4.9 トンが配分されます。

国の留保分については、3.2 トンと 4.9 トンを合わせた 8.1 トンが本県に配分されます。

以上、大型魚については繰越の 5.4 トンと国留保分の 8.1 トンを合わせた合計 13.5 トンの追加となります。

以上を踏まえまして、変更後の知事管理漁獲可能量を、矢印の右側の枠内の案としております。

小型魚は 53.7 トン、うち県の留保を 5.4 トンとしたうえで、繰り越し分については当初配分比率、国留保からの追加配分については直近 3 か年の漁獲実績をもとに按分し、定置漁業に 19.0 トン、漁船漁業等に 29.3 トン

ンを割当。大型魚は 67.8 トン、うち県の留保を 6.8 トンとしたうえで、繰り越し分については当初配分比率、国留保からの追加配分については直近 3 か年の漁獲実績をもとに按分し、定置漁業に 34.6 トン、漁船漁業等に 26.4 トンを割当としております。

続きまして、令和 8 管理年度における今後のくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について、事前にお諮りします。

今後、国からの追加配分や他都道府県からの融通等により、知事管理漁獲可能量の変更が生じることが想定されます。

このような場合、通常であれば、漁獲可能量の変更について海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで各区分に配分し、変更の公表を行う必要があります。

しかし、漁期終盤や漁獲可能量の残枠が逼迫している状況においても、この手続きが必要であるため、速やかに漁獲可能量の変更を行うことができず、円滑な漁獲を妨げるおそれがあります。

つきましては、国からの追加配分等による漁獲可能量の変更や県留保からの繰り出しによる配分の変更が必要となった場合、円滑に漁獲を継続するため、配分について定置漁業及び漁船漁業等管理委員会と調整のうえ、直近の漁獲の積み上がり状況から算定した数量を各知事管理区分に配分し、変更した内容は事後速やかに報告するということについて、御承認いただきたいと考えており、このことも含めまして、御審議をお願いいたします。

以上が知事管理漁獲可能量変更についての説明となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま、第 3 号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、お諮りします。

第 3 号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ありがとうございます。
異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第4号議案「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を上程いたします。

本件につきましては県からの報告事項でございますので県から説明をお願いします

赤松主査

議長

議 長

どうぞ

赤松主査

それでは、くろまぐろに関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について、資源管理課から報告させていただきます。

資料4の2ページを御覧ください。

では、小型魚から説明させていただきます。まず、1月15日付けで国の大臣許可区分から3.3トンの融通を受け、定置漁業に1.2トン、漁船漁業等に1.8トン、県留保に0.3トンの追加を行いました。次に、3月3日付けで県留保から定置漁業に3.1トンを繰り出し、その後、3月17日付けで小型魚と大型魚の交換として他県に県留保から2.0トン譲渡しました。これにより最終の変更後配分は58.8トンとなり、定置漁業が24.0トン、漁船漁業等が33.8トン、県留保が1.0トンとなりました。

次に、大型魚について説明させていただきます。まず、10月29日付けで定置漁業から漁船漁業等に10.0トンの移譲を行いました。次に3月3日付けで他県からの融通により得た1.5トンを漁船漁業等に配分し、3月17日付けで同じく他県からの融通及び小型魚と大型魚の交換により得た7.5トンを漁船漁業等に配分し、同日に県留保から漁船漁業等に5.6トンを繰り出しました。その後、3月25日付けで他県からの融通により得た2.5トンを県留保に配分しました。

これにより最終の変更後配分は72.5トンとなり、定置漁業が24.0トン、漁船漁業等が45.5トン、県留保が3.0トンとなりました。

これらの配分に基づく、令和7管理年度の漁獲実績は資料右端のほうに記載しておりまして、小型魚は全体で52.8トン、定置漁業が21.2トン、漁船漁業等が31.6トンとなり、大型魚は全体で65.5トン、定置漁業が22.8トン、漁船漁業等が42.7トンとなりました。

漁業者をはじめ関係する皆様の御協力により枠を超過することなく漁期を終えることができました。誠にありがとうございました。今漁期におきましても引き続き皆様の御協力のもと管理を行ってまいります。

以上が知事管理漁獲可能量変更についての報告となります。

議 長

ただいま、第4号議案について説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、続きまして第5号議案「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について」を上程いたします。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文朗読)

議 長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

内田主査

知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について説明します。

現在の許可期間の満了等により、「中型まき網漁業のうち太平洋沿岸に根拠地を有するいわし・あじ・さば1そうまき網漁業」、「さんご漁業」、「固定式刺し網漁業」及び「鯨類追込網漁業」について、新たに許可をするにあたり、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めるため、漁業法の規定に基づき、海区漁業調整委員会へ諮問するものです。

また、新規に漁業許可をしようとするときは、和歌山県漁業調整規則、以降「規則」といいます。第11条第1項の規定に基づき、制限措置を定め、その制限措置の内容及び申請すべき期間を公示しなければならないこととなっています。

なお、制限措置とは、「漁業種類」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び総トン数又は漁業者の数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を営む者の資格」のことです。

まず、資料の2ページをご覧ください。こちらは中型まき網漁業の公示案です。

今回新規許可の対象となるのは太平洋沿岸に根拠地を有し、15トン以上の漁船を使用するいわし・あじ・さば1そうまき網漁業で、許可方針の内容に合わせた告示を行うものです。

1の「制限措置」の内容について、漁業種類は、「いわし・あじ・さば1そうまき網漁業」です。許可又は起業の認可をすべき船舶のトン数及び数は15トン以上40トン未満が1隻となっております。

推進機関の馬力数に定めはありません。

操業区域は和歌山県沖合海面とし、禁止区域につきましては別記として下側の表に記載しております。

漁業時期は、1月1日から12月31日までです。

漁業を営む者の資格は、漁船を有することと漁業の根拠地を和歌山県内に有することを記載しています。

また、起業の認可については、当該船舶が建造中等あるいは船舶を有することが見込まれることとしています。

2の「許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、当委員会から答申をいただいた後、告示の日から1か月としています。

なお、許可の有効期間は令和8年11月21日から令和11年11月20日までです。

3の「備考」は、この告示に係る許可又は起業の認可には、別で定めるところにより条件を付けるものとしています。

資料の3ページから6ページまでに中型まき網漁業の許可方針を添付しておりますが、6ページの第13に記載されている「許可等の条件」のうち該当する条件を付けることとします。

続きまして、さんご漁業の公示案について説明いたします。

資料の7ページをご覧ください。

1の「制限措置」の内容について、漁業種類はさんご網漁業及びさんご潜水艇漁業です。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、1としています。

推進機関の馬力数に定めはありません。

操業区域は、日高郡印南町切目崎西端から正西の方位線と熊野川河口中央から南東の方位線とに挟まれた和歌山県地先海面とし、さんご網漁業については、アからソの各点を順次に結んだ線と陸岸とに囲まれた区域を除いています。

漁業時期は、9月1日から翌年1月31日までです。

漁業を営む者の資格は、漁船使用に関する項目と漁業の根拠地を和歌山県内に有することを記載しています。

2の「許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、当委員会から答申をいただいた後、告示の日から1か月としています。

許可の有効期間は令和8年9月1日から令和9年1月31日までです。

3の「備考」は、この告示に係る許可又は起業の認可には、別で定めるところにより条件を付けるものとしています。

資料の8ページから10ページまでにさんご漁業の許可方針を添付しておりますが、9ページの第9に記載されている「許可等の条件」を付けることとします。

続きまして、固定式刺し網漁業の公示案について説明します。

資料の11ページをご覧ください。

こちらは、東牟婁管内の固定式刺し網漁業のうち磯建網・いせえび刺し網漁業について1件の廃業があったため、要望に基づき新たに1件の許可

をするものです

1の「制限措置」について、漁業種類は磯建網・いせえび刺し網漁業です。許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、1としています。

推進機関の馬力数に定めはありません。

操業区域は、東牟婁郡太地町梶取埼南東の線と新宮市熊野川河口中央から南東の線とに挟まれた海域（ただし、第8ブロック操業協定の制限区域を除く。）となっております。

漁業時期は、9月16日から翌年4月30日までです。

漁業を営む者の資格は、漁船使用に関する項目と漁業の根拠地を東牟婁管内に有することを記載しています。

2の「許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、当委員会から答申をいただいた後、告示の日から1か月としています。

なお、許可の有効期間は令和8年9月16日から令和10年9月15日までです。

3の「備考」について、この告示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとします。

資料の12ページから20ページまでに固定式刺し網漁業の許可方針を添付しておりますが20ページの四角囲みしている部分に記載の条件を付けることとします。

続きまして、鯨類追込網漁業の公示案について説明します。

資料の21ページをご覧ください。

1の「制限措置」について、漁業種類は鯨類追込網漁業です。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、1としています。

推進機関の馬力数に定めはありません。

操業区域は、東牟婁郡串本町檜野埼正南の線以東の和歌山県沖合海域です。

漁業時期は、9月1日から翌年4月30日までです。

漁業を営む者の資格は、漁船使用に関する項目と漁業の根拠地を和歌山県内に有することを記載しています。

2の「許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、当委員会から答申をいただいた後、告示の日から1か月としています。

なお、許可の有効期間は、令和8年9月1日から令和11年8月31日までです。

3の「備考」について、この告示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとします。

資料の22ページから23ページまでに鯨類追込網漁業の許可方針を添付しておりますが23ページの第9に記載の条件を付けることとします。

公示案の説明は以上となります。

また、参考として24ページ以降に関連する漁業法及び漁業調整規則の

抜粋を添付しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、第5号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、お諮りします。

第5号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第6号議案「火光を利用した遊漁の船釣りの禁止に係る委員会指示について」を上程いたします。

山田書記

議長

議 長

どうぞ

山田書記

お手元の資料6をご覧ください。

火光を利用した遊漁の船釣りを禁止する委員会指示の趣旨につきましては、共同漁業権の漁場区域の中で自組合の漁業者は火光を利用した漁業を行っていないにもかかわらず、集魚灯を利用した遊漁船等による採捕が行われていることによって、いせえび刺し網や雑魚建網などが対象とする水産物の漁獲量への影響や夜間操業時に漁場が重複するなどの操業への影響が懸念される区域について遊漁船等による火光を利用した船釣りを禁止するものでございます。

昨年度、この趣旨に沿った形で県内の全漁業協同組合に現状や要望の調査を行った結果、3つの漁協から、禁止の要望がありました。

その後、関係漁協に対し必要に応じてヒアリング等を行い漁協内で調整の取れている区域及び共有免許権者がある場合はその同意を得られた区

域として加太漁協及び紀州日高漁協から要望のあった区域を禁止区域として設定するものでございます。

それでは、委員会指示案の本文を朗読いたします。

(本文朗読)

また、本委員会指示は広く遊漁者等を規制する指示であることから一定の周知期間が必要であると考えます。

つきましては、本日の委員会で承認を得られたのち県報に掲載した日から1か月の周知期間を設け、県のホームページ、近隣県及び近隣海区漁業調整委員会への文書通知、県内登録遊漁船業者へのパンフレット配布などを行い、1年間の指示を発出したいと考えております。

以上が委員会指示の案でございます。

なお、現在要望の上がっているもう一つの湯浅湾漁協の区域や今後仮に新たに要望の上がってきた区域については、調整がついたのち、本委員会指示の更新に合わせて区域を追加していくこととしたいと考えております。

説明は以上となりますのでご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、お諮りします。第6号議案につきましては、原案どおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

また、今後、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、事務局に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして、第7号議案「その他」に移ります。

何かございますか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、本日予定していた議案については全て終了いたしました。

これをもちまして第23期第7回の委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午後2時30分 閉会)